

環境影響評価書案作成免除等通知書

30環総政第295号
平成30年7月5日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都知事
小池 百合子

平成29年9月14日付けで申請のあった環境影響評価書案の作成等の免除については、東京都環境影響評価条例第33条第3項第1号の規定により、次のとおり決定したので、通知いたします。

対象計画の案の名称	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線（多摩市聖ヶ丘五丁目～南野三丁目間）建設事業
受付番号	343
決定内容	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号。以下「条例」という）第40条から第57条までに規定する環境影響評価書案の作成等の免除申請を承認する。
理由	条例第29条の規定により提出された特例環境配慮書に記載された内容が条例第48条に規定する評価書案に相当するものであると認められるため。

（日本工業規格A列4番）